

○北海道U I Jターン新規就業支援事業における中札内村地方就職支援金交付要綱

令和7年4月21日訓令第25号

改正

令和8年4月1日訓令第21号

北海道U I Jターン新規就業支援事業における中札内村地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中札内村への移住・定住に対する支援を強化するため、北海道と共同して行う北海道U I Jターン新規就業支援事業において、大学卒業後に中札内村に移住・就職する学生が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することについて、北海道U I Jターン新規就業支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 地方就職支援金の金額は、32,000円を上限額とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、地方就職支援金は、就職活動等にかかる経費（交通費）として、申請者が道内企業への就職活動に参加するために要した往復交通費（1回分限り）の2分の1以内の額とする。

(対象者要件)

第3条 申請時において、次の各号に掲げる要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 中札内村に移住したこと。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、勤務地が北海道内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 令和8年4月1日以降に中札内村に申請したこと。

(ウ) 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(エ) 中札内村に、地方就職支援金の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に(2)の要件を満たす法人等に就業し、転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から1年以上、中札内村に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住

者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他北海道及び中札内村が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が北海道内に所在する企業等に、(1)ア(ア)の要件を満たす大学又は大学院を卒業・終了してから1年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を含む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。ただし、中札内村を含む十勝管内市町村については除く。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、農業の職種の法人については除く。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用計画に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。

(ウ) 道外への勤務を前提としない採用であること。

(エ) 在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、上記の条件に該当する者として採用される予定であること。

(交付申請及び実績報告)

第4条 地方就職支援金の申請者は、地方就職支援金交付申請書（様式第1号）、就業証明書（在学中に交通費を申請する場合には、内定証明書）（様式第2号）、卒業・修了証明書（在学中に交通費を申請する場合には、在学証明書）、就職活動等に係る経費（交通費）の領収書、及び本人確認書類に加え、前条1号の要件を満たし、かつ、前条第2号の要件に該当することを証する書類を村長に提出するものとする。

(交付決定及び額の確定等)

第5条 村長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、地方就職支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 申請者が地方就職支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により地方就職支援金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

3 村長は、前項の規定による再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに地方就職支援金交付決定通知書（再交付）（様式第5号）を申請者に交付する。

(地方就職支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対して、地方就職支援金の交付を行う。

(地方就職支援金の返還)

第7条 村長は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び中札内村が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ (在学中に交通費を申請する場合) 申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ (在学中に交通費を申請する場合) 申請から1年以内に中札内村に転入しなかった場合
(ただし、申請時に既に中札内村に住民票がある場合を除く。)

エ 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合(ただし、退職日から3カ月以内に道内の別の企業に就業する場合を除く。)

オ 中札内村への転入日から1年以内に中札内村から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に中札内村から転出した場合

(地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有)

第8条 村長は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに北海道に共有することとする。

(報告及び立入調査)

第9条 北海道及び中札内村は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、地方就職支援金の申請者及び交付を受けた者の就職先又は内定先企業に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、北海道と中札内村が協議して定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年4月1日訓令第21号)

この訓令は、公布の日から施行する。